四　災害弔慰金の支給等に関する法律第十四条第一項の災害援護資金の償還未済額の償還免除の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該災害援護資金の貸付けを受けた者又は当該者の保証人に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
ロ　当該災害援護資金の貸付けを受けた者又は当該者の保証人に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
ハ　当該災害援護資金の貸付けを受けた者又は当該者の保証人に係る戸籍関係情報
ニ　当該災害援護資金の貸付けを受けた者又は当該者の保証人に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付又は同条第二号の予防給付の支給に関する情報

第百十一条　第二条の表百九の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　雇用保険法第九条第一項の労働者が被保険者となったこと又は被保険者でなくなったことの確認に関する事務　当該確認に係る労働者に係る次に掲げる情報
イ　私立学校教職員共済法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報
ロ　厚生年金保険法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報
ハ　国民年金法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報
二　雇用保険法第十条の失業等給付の支給に関する事務　当該支給を受けようとする者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
三　雇用保険法第十四条第二項第一号の基本手当の受給資格、同法第三十七条の三第二項の高年齢受給資格、同法第三十九条第二項の特例受給資格、同法第四十五条若しくは第五十四条の規定により日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる資格又は同法附則第十一条の二第一項の規定により教育訓練支援給付金の支給を受けることができる資格の決定に関する事務　当該決定を受ける者に係る第一号に掲げる情報
四　雇用保険法第十五条、第三十七条の四第五項、第四十条第三項、第四十七条（同法第五十五条第四項において準用する場合を含む。）又は附則第十一条の二第二項の失業の認定に関する事務　当該失業の認定を受ける者に係る第一号に掲げる情報
五　雇用保険法第三十一条第一項（同法第三十七条第九項、第三十七条の四第六項、第四十条第四項、第五十一条第三項（同法第五十五条第四項において準用する場合を含む。）及び附則第十一条の二第五項において読み替えて準用する場合を含む。）の未支給の失業等給付の請求に係る事実についての審査に関する事務　死亡した当該請求に係る未支給の失業等給付を受けるべき者に係る第一号に掲げる情報

第百十二条　第二条の表百十の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　雇用保険法第十条の三第一項（同法第六十一条の六第二項において準用する場合を含む。）の未支給の失業等給付又は育児休業給付の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該請求を行う者及び死亡した当該請求に係る未支給の失業等給付又は育児休業給付の支給を受けるべき者に係る戸籍関係情報
ロ　当該請求を行う者又は死亡した当該請求に係る未支給の失業等給付若しくは育児休業給付の支給を受けるべき者に係る住民票に記載された住民票関係情報
二　雇用保険法第六十一条の四第一項の介護休業給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請を行う者及び当該者の対象家族に係る戸籍関係情報
ロ　当該申請を行う者又は当該者の対象家族に係る住民票に記載された住民票関係情報

第百十三条　第二条の表百十一の項で定める事務は、雇用保険法第三十七条第八項の傷病手当の支給の調整に関する事務とし、同表百十一の項で定める情報は、同条第一項の認定を受けた受給資格者に係る次に掲げる情報とする。
一　健康保険法第九十九条又は第百三十五条の傷病手当金の支給に関する情報
二　船員保険法第六十九条の傷病手当金又は同法第八十五条の休業手当金の支給に関する情報
三　国家公務員共済組合法第六十六条（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合を含む。）の傷病手当金の支給に関する情報
四　国民健康保険法第五十八条第二項の傷病手当金の支給に関する情報
五　地方公務員等共済組合法第六十八条の傷病手当金の支給に関する情報
六　地方公務員災害補償法第二十八条の休業補償の支給に関する情報

第百十四条　第二条の表百十二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　雇用保険法第六十一条の六第一項の育児休業給付の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請に係る子及び当該申請を行う者又は当該者の配偶者に係る戸籍関係情報
ロ　当該申請を行う者の配偶者に係る母子保健法第十五条の妊娠の届出に関する情報
ハ　当該申請に係る子、当該申請を行う者又は当該者の配偶者に係る住民票に記載された住民票関係情報
二　雇用保険法第六十一条の六第一項の育児休業給付の支給に関する事務　当該支給を受けようとする者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第百十五条　第二条の表百十三の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百十条第二項の特定就職困難者コース助成金の支給に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該支給に係る労働者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
ロ　当該支給に係る労働者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
ハ　当該支給に係る労働者に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報
二　雇用保険法施行規則第百十条第十項の発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース助成金、同令第百十八条の二第十一項の障害者正社員化コース助成金、同令附則第十五条の五第二項の成長分野等人材確保・育成コース助成金、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第八十一号）附則第二条第九項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第百十五条第十八号の障害者雇用安定助成金又は雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第六十六号）附則第二条第十項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第百二十五条第五項の障害者職業能力開発コース助成金の支給に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該支給に係る労働者に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
ロ　当該支給に係る労働者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
ハ　当該支給に係る労働者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
ニ　当該支給に係る労働者に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報
ホ　当該支給に係る労働者に係る難病の患者に対する医療等に関する法律第二十八条第二項の指定難病要支援者に対する証明に関する情報